

預けて安心! 白筆証書遺言書保管制度

家庭裁判所での
検認が不要
です!

遺言書の
紛失や改ざん
の心配が
ありません!

遺言書の
保管の申請手数料は
3,900円
です!

遺言書の
方式不備での
無効の心配が
ありません!

あなたの
大切な遺言書を
守ります



遺言書ほかんガルー

津地方法務局管内の遺言書保管所

遺言書保管所	電話番号	所在地
本局供託課	059-228-4133	〒514-8503 津市丸之内26-8(津合同庁舎)
四日市支局	059-353-4365	〒510-0068 四日市市三栄町4-21(四日市法務合同庁舎)
伊勢支局	0596-28-6158	〒516-8503 伊勢市岡本一丁目1-13(伊勢法務合同庁舎)
松阪支局	0598-53-1501	〒515-8510 松阪市高町493-6(松阪地方合同庁舎)
桑名支局	0594-32-5361	〒511-0912 桑名市星見ヶ丘一丁目101-2(桑名法務総合庁舎)
伊賀支局	0595-21-0804	〒518-0007 伊賀市服部町三丁目117-1
熊野支局	0597-85-2310	〒519-4324 熊野市井戸町712-1(熊野法務総合庁舎)

法務省民事局

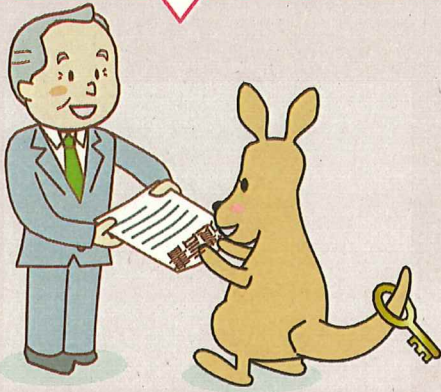
(詳しくは法務省のホームページへ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_0051.html



遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- ② 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ④ 亡くなられた後に通知したい相続人等を3名まで指定できます。
- ⑤ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書※
- ③ 添付書類(本籍・筆頭者の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)



※申請書の様式は、法務省 HP (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも 備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の手続

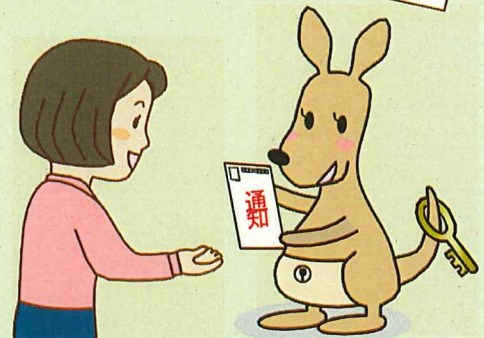
相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。